



## 新型コロナワクチン接種について

### ■追加接種（3回目接種）の接種体制について

追加接種の時期は、当初「2回目接種から原則8か月」とされていましたが、供給予定のワクチン量に応じて、前倒しすることになりました。使用するワクチンは、ファイザー社およびモデルナ社のワクチンです。接種スケジュールは次のとおりです。

2回目終了時期	通知発送日	予約期間	接種時期	ワクチン
R3.7月以前 先行接種希望者	R4.1.5(水)	R4.1.11(火) ~1.25(火)	R4.1.31(月) ~2.12(土)	モデルナ
R3.6.1~30	R4.1月下旬	R4.1.25(火)~	R4.2.14(月)~ 順次接種 ※R4.3.31(木) 接種終了	ファイザー ※余剰に応じて モデルナ
R3.7.1~31	R4.1月下旬	R4.2.15(火)~		

令和3年8月以降に2回目接種が完了している方、主に64歳から満18歳までの方の接種については、今後接種スケジュールが決まり次第お知らせします。

### ■1回目・2回目の接種がお済みでない方へ

新型コロナワクチン接種実施期間が、令和4年9月30日までに延長されました。

満12歳の誕生日を迎えた方、療養等のために今まで接種ができなかった方、初回接種を完了せずに海外から帰国した方など、1回目・2回目の接種がお済みでない方は、大子町コールセンターで予約を受け付けていますのでお申し込みください。接種医療機関は輪番制となり、希望できませんのでご了承ください。

初回接種（1回目・2回目）のスケジュールは次のとおりです。

接種月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1回目	4日(金)	4日(金)	1日(金)	6日(金)	3日(金)	1日(金)	5日(金)	2日(金)
2回目	25日(金)	25日(金)	22日(金)	27日(金)	24日(金)	22日(金)	26日(金)	22日(木)

### ■お願い

新型コロナワクチン接種は強制ではなく、さまざまな事情で接種を受けていない方もいます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方へ差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

### ■町民無料バス（みどり号）の増便運行のお知らせ

新型コロナワクチン3回目接種に伴い、医療機関までの交通手段の確保が困難な方を支援するため、無料送迎バス（みどり号）を次の期間において増便運行しますのでご利用ください。なお、増便バスの時刻表は全戸に配布していますのでご確認ください。

増便運行期間 **令和4年1月31日～令和4年3月31日**

問合せ <ワクチン接種について> 大子町コールセンター TEL 76-8076

開設日時：月～金曜日（祝日除く。）8:30～17:00

<町民無料バスについて> 総務課 TEL 72-1114



## 新型コロナウイルスの無料検査について

茨城県により、感染不安を感じる方へのPCR等無料検査および「ワクチン・検査パッケージ制度」等に必要な新型コロナウイルスの無料検査の体制が整備されました。

県が指定する薬局等で自己採取により無料で検査ができますが、発熱等の症状がある方は対象外（医療機関受診）となります。また、感染状況により実施期間が設けられています。詳細は、下記の茨城県ホームページ等でご確認ください。

### ■感染不安を感じる方へのPCR等無料検査

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/yobo/muryokensa.html>

問合せ 受診・相談センター（県庁内）

TEL 029-301-3200 8:30～22:00（土日・祝祭日を含む。）



### ■「ワクチン・検査パッケージ制度」等に必要な新型コロナウイルスの無料検査

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/yobo/vtpkensamuryo.html>

問合せ ワクチン・検査パッケージ等に係る検査無料化事業茨城県事務局（茨城県薬剤師会内）

TEL 029-306-8934 9:00～18:00（平日）



## 新型コロナウイルス感染症に関する相談先・受診のし方について

○発熱等の症状がある方は、かかりつけ医等地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をした上で、マスクを着用し、指定された時間を厳守して、医療機関の指示に従って受診してください。

○かかりつけ医がない場合などについては、下記にご相談ください。

◆受診・相談センター（県庁内） TEL 029-301-3200 8:30～22:00（土日・祝祭日を含む。）

◆ひたちなか保健所 TEL 029-265-5515 9:00～17:00（平日）

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



## 冬の感染症対策～換気と加湿が大切です～

冬はいろいろな感染症が流行しやすい季節です。

一人一人ができる感染症対策を行うことで、新型コロナウイルス感染症だけでなく、他のウイルスも流行しにくくなります。日ごろから感染予防に気を付けましょう。

### ■こまめに換気を

寒い時期は窓を開けるのが難しくなりますが、感染対策として換気が重要です。

窓を少しだけ開けて、こまめに換気するなど、状況に合わせて適度に行いましょう。

ポイント

- ・2方向の窓を開けて効率よく換気
- ・換気口は定期的に清掃してほこりをためない

### ■湿度は40～60%が効果的

空気が乾燥すると、のどの免疫力が低下します。また、暖房などで部屋が乾燥すると、口から出たウイルスを含んだつば等（飛まつ）の水分が蒸発し、ウイルスが空気中を漂います。加湿器や部屋干しなどで、空気中を漂うウイルスを減らすことが大切です。

同時に、机などに落ちる飛まつが増えるため、アルコールなどによる拭き掃除や手指消毒をしっかりと行いましょう。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



## 松沼橋通行止めのお知らせ

令和元年東日本台風の被害を受け、久慈川緊急治水対策プロジェクトにより松沼橋の架け替えが実施されることとなり、令和4年2月より松沼橋の解体工事に着手することとなりました。

工事に伴い新橋が完成するまでの間、松沼橋が全面通行止めとなります。町民の皆さんには大変ご不便をお掛けしますが、事業へのご理解とご協力をお願いします。

### ■通行止め期間 令和4年2月1日～令和7年3月31日

問合せ 国土交通省久慈川緊急治水対策河川事務所 工務課 TEL 0294-72-1152  
大子町役場 建設課 TEL 72-2611



## 全国一斉情報伝達訓練のお知らせ

地震、津波や武力攻撃などの発生時に備え、緊急告知FMラジオを強制起動させた情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、大子町以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達訓練が行われますので、ご協力をお願いします。

### ■日時 2月16日（水）11：00ごろ

放送内容

♪上りチャイム音♪  
「これはテストです。」×3  
「こちらは、ぼうさい大子町です。」×1  
♪下りチャイム音♪

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



## 図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本・雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。  
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

### ■新しく入った一般図書

「私の親鸞 孤独に寄りそうひと」五木寛之著  
「年金大改正にそなえる本」井戸美枝監修  
「学校に行きたくない」と子どもが言ったとき親ができること」石井志昂著  
「朝までぐっすり！夜中のトイレに起きない方法」平澤精一著  
「季節を味わう保存食手帖」飛田和緒著  
「ミチクサ先生 上・下」伊集院静著  
「遠慮深いうたた寝」小川洋子著

### ■新しく入った児童図書

「だいとかいのおぼけずかん ゴーストタワー」斉藤洋作、宮本えつよし絵  
「こうじのくるま」コヨセジュン作  
「大煙突とさくらのまち」佐々木ひとみ脚本、栗城みちの絵、映画「ある町の高い煙突」を応援する会制作（紙芝居）

※インターネットで蔵書が検索できます。  
(<http://www.lib-eye.net/daigo/>)



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123



## 町営温泉施設の町民特別割引について

町営温泉施設（太子温泉保養センター森林の温泉、道の駅「奥久慈だいが」太子町観光物産館浴場）を町民に限り、以下の期間、特別割引料金でご利用できます。

- 利用施設 太子温泉保養センター森林の温泉  
道の駅「奥久慈だいが」太子町観光物産館浴場
- 利用期間 1月24日（月）～2月28日（月）※施設休館日を除く。
- 利用料金 特別割引料金（半額相当）※高齢者は75歳以上の方
  - ▽森林の温泉・平日（大人350円、高齢者170円、子供170円）
    - ・休日（大人500円、高齢者250円、子供250円）
    - ・夜間（大人250円、高齢者120円、子供120円）
  - ▽道の駅・全日（大人250円、子供150円）
- その他 住所が確認できるマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等をお持ちください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138  
 太子温泉保養センター 森林の温泉 TEL 72-3200  
 道の駅「奥久慈だいが」 TEL 72-6111



## コンロ火災を未然に防ぎましょう！

毎年、住宅火災の出火原因の中で一番多いものはガスコンロや電気コンロ等のコンロによる火災です。コロナ禍における在宅時間の増加に伴い、ガスコンロ等の使用も増加すると考えられます。コンロ使用の際には、以下のポイントに注意しましょう。

### コンロ火災を防ぐポイント

- 調理中にコンロから離れない。
- コンロの周りに燃えやすいものを置かない。
- 換気扇や壁、魚グリル等は定期的に掃除する。
- 安全装置付きのコンロを使用する。

調理中にコンロの火が袖口に燃え移るなど、着ている服に着火することを「着衣着火」と言います。衣服への着火は、大きなやけどや事故につながりやすく大変危険です。着衣着火を防ぐためにも、コンロを使う際は、燃えにくい防災加工のされているエプロンやアームカバーなどを着用することをお勧めします。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119



## 太子町の放射線量測定情報

▼放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果）

観測場所	観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv/h}$ ）※原子力規制庁提供情報
太子町役場	12月 1日 正午	0.048
	12月 15日 正午	0.049
	12月 27日 正午	0.049

$\mu\text{Sv/h}$  = 1時間当たりの空間放射線量（ $\mu\text{Sv}$ ・マイクロシーベルト）

### ※参考

一般の方の年間追加被ばく量は、1mSv（ミリシーベルト）と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 」が国（環境省）が定める基準です。この数値の環境下で1年間過ごした場合に、1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



## 定期予防接種を受けましょう

ワクチンで防げる病気があります。予防接種でお子さんや周りの人たちを守りましょう。

定期予防接種対象者で、まだ接種が済んでいないお子さんの保護者は、母子健康手帳予防接種記録を確認の上、県内の医療機関で接種してください。

なお、接種年齢が過ぎた場合は、接種費用は自己負担となりますのでご注意ください。

また、予診票が届いていない方または予診票を紛失してしまった方は、健康増進課にご連絡ください。

定期予防接種	標準的な年齢・回数	接種年齢
ロタウイルス	1価ワクチンは2回接種、初回接種は生後14週6日まで 5価ワクチンは3回接種、初回接種は生後14週6日まで	生後6週～24週の乳児 生後6週～32週の乳児
ヒブ	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後7か月以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後60日以上の間隔をおいて1回	生後2か月～5歳未満
B型肝炎	生後2か月～9か月に至るまでに3回	生後2か月～1歳未満
四種混合	1期初回 3回 生後3か月～1歳に至るまで 1期追加 初回接種後1年～1年半の間に1回	生後3か月～7歳6か月未満
BCG	生後5か月～8か月に至るまでに1回	1歳未満
水痘	初回接種:1歳～1歳3か月に至るまで 追加接種:初回接種後6か月～12か月に至るまでに1回	1歳～3歳未満
麻しん・風しん混合(MR)	1歳～2歳未満 1回 5歳～7歳未満の者で小学校就学前の1年間に1回	
日本脳炎	1期初回 2回 3歳～4歳に至るまで 1期追加 1回 4歳～5歳に至るまで(初回2回接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年おいて)	生後6か月～7歳6か月未満
	2期 1回 9歳～10歳に至るまで	9歳以上13歳未満
二種混合(DT)	11歳から12歳に至るまでに1回	11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	中学1年生の間 3回	小6～高1相当の女子

※未満とは、誕生日前日までをいいます。

※日本脳炎については、特例対象者(平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の者)は、接種年齢を超えても定期接種として取り扱える場合があります。

※ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種を希望する場合は有効性とリスクを理解した上で受けてください。今後、積極的勧奨の差し控えは終了します。

※任意予防接種のおたふくかぜについては、全額助成(自己負担無)で接種できます。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



## FMだいの一時放送停止のお知らせ

歩道設置工事に伴うNTT設備の移転工事のため、一部放送エリアにおいて一時放送を停止しますのでお知らせします。

- 日時 2月8日(火) 14:00～17:00
- 放送エリア 町付中継局エリア(黒沢地区)
- その他 放送停止時間帯においては、代替放送として音楽を流します。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



## 令和3年度大腸がん検診最終日程のお知らせ

大腸がんは、進行するまでほとんど自覚症状がありません。定期的に検診を受けることで、大腸がんで亡くなるリスクを減らすことができます。

今年度40～79歳になる方は、国民健康保険や社会保険に関係なく、誰でも無料で受けられます。また、今年度50、52、54、56、58、60歳になる方には、検体容器と検診票を郵送してあります。まだ受診していない方は、ぜひ受診しましょう。

### <大腸がん検診の受け方>

- ①事前に健康増進課に申し込み、検体容器と問診票を受け取ってください。
- ②下記の採取日のうち2日間の便を採取してください。
- ③下記の回収日時・場所で提出してください。
- ④検診結果は、回収日から約1か月後に自宅に郵送されます。

回収日時	回収場所	採取日
2月3日(木) 9:00～12:00	保健センター	1月28日～2月3日の間

※町の集団健診の際、大腸がん検診を申し込んだ方でまだ提出していない方も、提出可能です。  
※詳しくは、健康増進課にお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



## 令和3年度分の不妊治療費助成金の交付は早めに申請しましょう！

令和3年度に不妊治療が終了した方の不妊治療費助成金の交付申請期限は令和4年3月31日です。

なお、2月または3月に不妊治療が終了した方に限り、申請期限を4月以降に延長できる場合がありますが、必ず3月中にご相談ください。

### ■対象となる治療・・・特定不妊治療（体外受精および顕微授精）

※治療内容は、茨城県不妊治療費助成事業の治療内容に準じます。

※男性不妊治療（治療に至る過程の一環として行われる精子を精巣または精巣上体から採取する手術）をした方も助成対象になります。

### ■助成対象者・・・年齢の制限なし

次のすべてに該当している方が対象となります。

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれかの住所が天子町にあり、治療が終了した時点で天子町に住所がある期間が1年以上ある方
- 2 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断され、特定不妊治療を受けた方
- 3 夫および妻のいずれにも町税等の滞納がない方

### ■助成内容・・・1回の治療につき、20万円まで（通算10回）

（男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき20万円まで助成）

※茨城県不妊治療費助成事業の対象となる方（県補助金該当者）は、先に県の助成を受けてください。その場合、町の助成額は、1回の治療費総額から県の助成額を差し引いた額とし、20万円を限度とします。

※令和2年度までに天子町不妊治療費助成事業を受けた方は、過去の助成回数を回数に含みます。

申請手続、必要書類その他詳細については、健康増進課にお問い合わせください。

申請・問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

# 税

## 新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納税が困難な方に対する地方税の猶予制度があります。町税の納税が困難な方は、税務課収納対策室までご相談ください。

### ■徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合(地方税法第15条)

▽ケース1：災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▽ケース2：本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

▽ケース3：事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

▽ケース4：事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合

### ■申請による換価の猶予

上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合(地方税法第15条の6)

※eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>)をご覧ください。



### ■猶予の期限にご注意ください

現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限を確認し、期限までに納めてください。猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります。現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。納税が困難な方は、税務課収納対策室までお早めにご相談ください。

※猶予期間の終了日は、先に送付している猶予許可通知書でご確認ください。

※猶予期間の終了日までに納付されない場合は、延滞金が発生し督促状が送付されます。

※他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認するため、資料の提出等をお願いすることがあります。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

# 税

## 町税等の納税はお済みですか

町県民税(第4期)、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料ならびに介護保険料(第7期)の納期限は1月31日です。納税等がお済みでない方は、納期限までに納付をお願いします。口座振替利用の方は、口座の残高確認をお願いします。

納期限から一定期間が経過すると督促状が送られ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。

納付には、**便利な口座振替**をお勧めします。一度手続きを行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。各窓口での混雑緩和にもなり、感染症の拡大防止にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

また、**スマートフォン決済**、インターネットによる**クレジット決済**、**eLTAX**(エルタックス)を利用して納税もできます。納付可能な税目は、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について」からご確認ください。



問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116



## 無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 日時 2月24日(木) 10:00~15:00 (12:00~13:00を除く。)  
※相談は1件あたり1時間程度です。日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室(個別に案内) ■定員 4人(要予約・先着順)
- 申込期間 2月15日(火)~2月22日(火) 9:00~16:00 (12:00~13:00除く。)
- 相談員 山口康夫氏(前国士舘大学法学部教授)
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

申込・問合せ 大子町消費者生活センター TEL 72-1124 (9:00~12:00、13:00~16:00)



## 特設人権相談所開設

相談の際には、マスクを着用の上、会場入口等に設置してあるアルコール消毒液による手指消毒と検温、相談時間の短縮にご協力をお願いします。

なお、体調が悪い場合は来訪せずに、電話相談をご利用ください。

- 日時 2月1日(火) 10:00~12:00 ■場所 役場 本庁舎2階 庁議室
- 内容
  - ・不確かな情報や、誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗、中傷などの人権侵犯
  - ・子ども(いじめや体罰など)・女性(DV・セクハラなど)・高齢者・障がい者に対する人権問題
  - ・婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題
  - ・夫婦・家庭内の問題、近隣トラブル 等
- 相談員 人権擁護委員
- 電話相談窓口 みんなの人権110番 TEL 0570-003-110 (平日8:30~17:15)  
茨城県人権啓発推進センター TEL 029-301-3136 (平日9:00~17:00)

問合せ 総務課 TEL 72-1113



## 猫の飼い方について

### ■猫は屋内で飼いましょう!

屋外は交通事故や野生動物との接触など、飼い猫にとって危険がいっぱいです。

また、糞尿やいたずらなどで近隣とのトラブルになることもあります。

このような危険やトラブルを避けるために、猫は室内で飼いましょう。

繁殖を望まないのであれば、きちんと避妊・去勢手術を受けさせましょう。

### ■野良猫にむやみに餌を与えないで!

かわいそうだから、猫が好きだからという安易な理由で餌を与えるのは大変無責任な行為です。

野良猫の繁殖にも繋がり、新たなトラブルを生み出す原因にもなりかねません。

餌を与えている猫の行動に責任を持ってないのであれば、むやみな餌づけはやめましょう。飼い主のいない猫を減らしましょう。

※町や動物指導センターでは、野良猫の捕獲・駆除は行っていません。

野良猫でお困りの方は、猫が近寄らないよう市販の忌避剤等で侵入を防ぎ、野良猫の餌となりうるものを外に置かないようにするなど自主的に対策をお願いします。

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802



## 令和3年分 税の申告について No.③

令和3年分の所得税、復興特別所得税および町県民税の申告期間は、2月16日から3月15日までとなっております。所得税の納付期限は3月15日です。税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。

### 申告が必要な方は

次に該当する方は申告が必要です。※令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

給与収入がある方のうち	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
年金収入がある方のうち	年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
その他の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、雑損控除等を受ける方
収入がなかった方のうち	誰の扶養にも入っていない方

### 申告時に必要なものは

申告には次のものがが必要です。忘れずにお持ちください。

申告者全員	申告者本人の番号確認および身元確認書類 「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード+運転免許証等」 ※代理人の場合は、申告者の確認書類をお持ちください(コピーも可)
還付申告の方	申告者本人の口座番号等の確認できるもの(通帳やキャッシュカード)
① 給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票
② 公的年金収入がある方	公的年金の源泉徴収票
③ 事業、不動産収入がある方	収支内訳書(一般、農業、不動産)
④ ①～③以外の収入がある方	支払調書等収入、支出の確認ができるもの
⑤ 所得控除を受ける方	証明書等(医療費の明細書や生命保険料控除証明書等)

※申告内容によっては他にも必要とするものがあります。事前にご確認ください。

### 申告に必要な書類の事前準備を

申告に必要な「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は、事前に作成してください。

事業収入(農業、営業等)がある方	令和3年分収支内訳書(農業、一般)
不動産収入がある方	令和3年分収支内訳書(不動産)
医療費控除を受けようとする方	令和3年分医療費控除の明細書

「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」が作成できていない場合は、受け付けできませんのであらかじめご了承ください。なお、特別な事情により書類の作成ができない場合は、事前にご相談ください。

## 申告会場について

申告期間中は、町が会場を設置して申告相談を行います。来場した順番に受け付けを行います。混雑時はお待ちいただくことがありますのであらかじめご了承ください。

### 申告会場

申告相談の会場は期間を通して次の場所で行います。

中央公民館（講堂）

※税務課窓口では申告受け付けできません。会場へお越しください。

### 受付期間

1 令和4年2月9日（水）から2月15日（火）までは次に該当する方

2月9日	水曜日	肉用牛の売却に係る収入を含む申告をする方
2月10日	木曜日	
2月14日	月曜日	還付申告をする方 スマートフォン申告をする方（サポートを必要とする方） ※申告会場でスマートフォン申告をする方は事前にご連絡ください。
2月15日	火曜日	

2 令和4年2月16日（水）から3月15日（火）まで

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
		2月16日 ○	2月17日 ○	2月18日 ○	2月19日 ×	2月20日 ×
2月21日 ○	2月22日 ○	2月23日 ◎（休日）	2月24日 ○	2月25日 ○	2月26日 ×	2月27日 ×
2月28日 ○	3月1日 ○	3月2日 ○（延長）	3月3日 ○	3月4日 ○	3月5日 ×	3月6日 ×
3月7日 ○	3月8日 ○	3月9日 ○（延長）	3月10日 ○	3月11日 ○	3月12日 ×	3月13日 ◎（休日）
3月14日 ○	3月15日 ○					

・休日申告受け付け 2月23日（祝日）および3月13日（日）は休日の受け付けを行います。

・延長申告受け付け 3月2日（水）および3月9日（水）は時間を延長して受け付けを行います。

### 受付時間

申告相談の受け付けは次の時間で行います。

午前の部	9時から12時まで	◎休日申告の受け付けは12時までです。
午後の部	1時から3時まで	※延長申告受け付け日は午後7時まで受け付けを行います。

### 来場にあたって

来場時はマスク着用、手指の消毒および検温にご協力ください。

※体温が37.5℃以上ある方、咳やくしゃみが出る方、体調のすぐれない方は入場をお断りすることがあります。

また、会場の混雑を避けるため、申告者または代理人の入場は原則1人とさせていただきます。

なお、会場内が「密」となる場合には、入場制限等を行います。係員の指示に従いますようお願いいたします。

### 申告に関するお問い合わせ

申告についてご不明な点がございましたら来場前にお問い合わせください。

税務課

72-1116

申告会場

090-2215-4049（受付時間内に限る）



## 「こころの相談」のお知らせ

ストレスの多い現代、こころの調子を崩すことは誰にでもあります。気持ちの落ち込み、悩み、不安、閉じこもり等一人で悩まずに、気軽にご相談ください。話を聞いてもらうだけで心が軽くなります。また、今後の対応を一緒に考えていくことができます。相談内容は、一切漏らしません。本人が来所できない場合は、家族の方だけの相談でも結構です。

- 日時 2月28日（月）13:00～16:00 ※予約制
- 場所 保健センター ■料金 無料
- 申込方法 2月25日（金）までに、健康増進課へ電話でお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



## 巡回労働相談会の開催

ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所）

- 場所 中央公民館 2階 第2研修室
- 日時 2月18日（金） 10:00～12:00、13:00～14:30
- 内容 就職に関する職業相談、求人に関する相談、雇用保険各種届の受理など。

いばらき就職支援センター

- 場所 中央公民館 2階 第1・第2研修室
- 日時 2月25日（金） 10:00～12:00、13:00～15:00
- 内容 求人受け付け、就職相談、職業紹介、内職相談、キャリアカウンセリング、適性診断など。

※状況により、急遽中止になる場合もあります。

問合せ ハローワーク常陸大宮 TEL 0295-52-3185  
いばらき就職支援センター TEL 0294-80-3366



## 元気いばらき就職面接会（水戸会場）開催のご案内

若年者や離職され求職中の方および就職氷河期世代の方を対象に、合同就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者とは直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。※事前予約不要

- 日時 2月18日（金）13:30～15:30（受け付け13:00～）
- 場所 県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1-3-1）  
※来場は、公共交通機関をご利用ください。（JR水戸駅南口から徒歩約10分）
- 対象者 若年者や離職中の求職者および就職氷河期世代の方
- 参加事業所 約20社

問合せ 県労働政策課いばらき就職支援センター TEL 029-233-1576



## ハローワーク求人情報について

毎週月曜日に町ホームページにて「ハローワーク求人情報」を掲載しています。右下のQRコードから「ハローワーク求人情報」をご覧ください。また、役場ロビー（1階）のラックおよび観光商工課（2階）、中央公民館にも求人情報のチラシを設置していますので、ご自由にお持ちください。

※ハローワークの休業日などによっては、月曜日に更新されない場合もあります。



問合せ ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所） TEL 0295-52-3185



## 高齢者に多い消費者トラブル

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にいたることが多いため、電話勧誘販売や訪問販売による被害にあいやすいのも特徴です。

### (1) 架空請求や還付金詐欺

身に覚えのない請求をされた場合、慌てて相手に連絡したりお金を支払ったりしないようにしましょう。また、「還付金があるので、ATMに行ってほしい」という電話は詐欺です。

### (2) インターネット通販

インターネット通販では、お試しのつもりで申し込んだら定期購入になっていたというトラブルが増加しています。欲しかった商品が格安になっているサイトがあったら、それは偽サイトかもしれません。

### (3) 送り付け商法

注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分可能です。金銭の支払い義務はありませんが、心配な時はぜひご相談ください。

### (4) インターネット回線への切り替えやアナログ回線戻しのサポート

料金が安くなると言われて別業者に乗り換えたら、認識と違う契約になっていたというトラブルがあります。また、アナログ回線に戻すサポートをすると持ち掛けられ、高額な手数料を請求された事例があります。

### (5) 不要なりフォーム、点検商法

「補助金と保険金が受給できると勧誘されて屋根工事の契約をしたが虚偽だった」という相談があります。

不審なことがあれば、一人で悩まず、大子町消費生活センター等にご相談ください。

問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124



## 普通自動車税減免申請の出張窓口開設

県では、障害者手帳等の交付を受けた方で、障がい等級や自動車所有者等が一定の要件を満たす場合には、障がいをお持ちの方のために使用する自動車について、申請により自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は年間を通じて管轄の県税事務所にて受け付けていますが、以下の日程で出張窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。

■日時 2月24日(木) 10:00~16:00 (12:00~13:00は除く。)

■場所 役場地階 第二会議室

■必要書類 障害者手帳(原本)、納税義務者の印鑑(認印可)、マイナンバー確認書類、運転者の運転免許証(コピー可 ※両面)、車検証など

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、詳しくは常陸太田県税事務所へお問い合わせください。

問合せ 常陸太田県税事務所 TEL 0294-80-3314



## 「相続登記はお済みですか月間」の実施について

茨城司法書士会は、標記「月間」を設け、月間運動として相続登記に関する相談を各司法書士事務所において無料で実施します。

■期間 令和4年2月の1か月間※土日・祝日を除く。 ■相談内容 相続登記に関する相談

■受付および実施場所 県内の各司法書士事務所

■その他 申し込みは各司法書士事務所です(要事前予約)。本相談は無料です。

問合せ 茨城司法書士会 TEL 029-225-0111



## 令和3年度健康づくりポイント事業～記念品交換は3月31日まで～

記念品交換はもうお済みですか？健康づくりポイント事業で貯めたポイントの記念品交換は、令和4年3月31日（木）までです。目標ポイントまで貯まった方は、お早めに健康増進課に提出してください。

<b>対象者</b>	大子町に住民登録があり、令和4年3月31日時点で20歳以上
<b>ポイントを貯める</b>	対象事業に参加し、カードにスタンプをもらうことでポイントを貯めることができます。
<b>記念品と交換する</b>	<p><b>【5ポイント以上】</b> おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券2枚</p> <p><b>【8ポイント以上】</b> おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券4枚</p> <p><b>【12ポイント以上】</b> 選べる特産品（大子産米、奥久慈しゃも肉、常陸大黒製品のいずれか）または温泉施設利用券6枚</p> <p>上記のいずれかまでポイントが貯まったら、カードに必要事項を記入して保健センター、中央公民館、文化福祉会館「まいん」の窓口へ提出してください。1人1回いずれか1つの記念品と交換できます。特産品については後日送付します。</p> <p>※温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子、道の駅奥久慈だいがの浴場で利用できます（入湯税は自己負担です。）。</p>

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



## マイナンバーカード（個人番号カード）の休日申請受け付け

マイナンバーカードは、申請により無料（紛失等を除く。）で交付される、本人確認とマイナンバーの確認が1枚でできる唯一のカードです。

町民課では、大子町に住民登録されている方を対象に、職員が申請のサポートをしています。申請の仕方がわからない等の理由からマイナンバーカードを作成していない皆さん！ぜひこの機会に作成してみませんか？

■休日の受付日時 2月13日（日） 9：00～12：00 ■受付場所 町民課

### ■申請・受取方法

- 申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは、後日、本人限定受取郵便で受け取る場合
  - ・持参するもの（※）Aを2点またはAとBを各1点+通知カード
- 申請と受け取り時に来庁し、マイナンバーカードを町民課窓口で受け取る場合
  - ・持参するもの
    - 申請時は（※）AまたはBを1点
    - 受け取り時は（※）Aを1点またはBを2点+交付通知書（はがき）+通知カード
  - ・マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。
  - ・平日の受付時間は、8：30～17：15（水曜日は19：00まで）です。
  - ・電子証明書の更新を希望する方は、マイナンバーカードを持参してください。

本人確認書類（※）	
A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、身体障害者手帳 など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証（マル福）、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112



## イノシシ捕獲活動に係る事故防止へのご協力について

農林課鳥獣被害対策室から、町民の皆さんへイノシシ捕獲活動に係る事故防止についてのお願いです。

令和3年12月15日に、常陸大宮市でイノシシの捕獲活動中にわなにかかったイノシシによる死亡事故が発生しています。

大子町にも各地にイノシシ捕獲用のくくりわなや箱わな等が設置されています。

わなの近くには下記のような標識が設置してありますので、事故発生防止のため、わなに近づくことがないようにお願いします。

特に、わなにイノシシがかかっている時は、大変危険ですので絶対に近づかないでください。

### 【わなの設置を示す標識図（例）】

登録番号	0	1	2	3	4	5	6	7				登録年度	令	和		3	年	度
氏名	大子			太郎														
住所	久	慈	郡	大	子	町	大	字	大	子	8	6	6					
電話番号	0	2	9	5	7	2	1	1	2	8	登録知事	茨	城	県	知	事		

問合せ 農林課鳥獣被害対策室 TEL 72-1128



## 住民基本台帳の閲覧状況について公表します

住民基本台帳閲覧状況の公表は、住民基本台帳法により義務付けられています。同法の規定に基づき、令和2年12月から令和3年11月までの閲覧状況を公表します。

閲覧者	閲覧事由	閲覧年月日	閲覧対象地区
総務省	「家計消費状況調査」 対象者抽出のため	令和3年6月11日	大字上野宮
NHK	「受信契約状況調査」 対象者抽出のため	令和3年6月18日	大字塙、袋田、 榎野地、町付
総務省	「家計消費状況調査」 対象者抽出のため	令和3年9月30日	大字町付
茨城県県北県民 センター	「全国ひとり親世帯調査」 対象者抽出のため	令和3年10月25日	大字大子

問合せ 町民課町民担当 TEL 76-1112



## 令和3年度オストミー講習会のご案内

公益社団法人日本オストミー協会茨城県支部では、茨城県より受託しているオストメイト社会適応訓練事業の一環として、下記のとおり講習会を開催します。

- 日時 2月6日（日） 13:00～16:00 ■参加費 無料
- 場所 日立市「日立市民会館」111号室（日立市若葉町1-5-8 TEL 0294-22-6481）
- 内容 人工肛門・人工膀胱保有者のためのオストミー講習会
  - ①医療講演「ストーマ管理の基本について」  
日立総合病院 皮膚排泄ケア認定看護師 時野谷 美夏
  - ②ストーマ用装具展示・説明

申込・問合せ 公益社団法人日本オストミー協会茨城県支部  
TEL 090-2239-9169（北部センター長 猪口義武）



## 使用済み農業用プラスチックの回収を実施します

町では、(公)茨城県農林振興公社および運搬業者と農業用ビニール(農ビ)および農業用ポリエチレン(農ポリ)の回収委託契約を結んでおり、今年度も有料で回収します。回収を希望する農家の方は、事前に登録(登録済みの方も含む。)する必要がありますので、2月25日(金)までに農林課にお申し込みください。

■日時	3月7日(月) 9:00~11:30	■場所	(株)クリタ 駐車場(上岡地内)
■費用	農ビ排出割 55.93円/kg 均等割 1,000円/戸	農ポリ排出量割	62.63円/kg

※昨年度より各種費用が増額しています。ご了承ください。

### <注意事項>

- ・排出する際に農ビ、農ポリは混ぜないでください。回収日当日は、必ず時間内に搬入してください。
- ・分別作業と並行して、土砂、茎葉等作物の残さ、留金等の金属、木片、その他の異物を必ず除去してください。

問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



## 道路上に張り出している樹木伐採のお願い

これから日増しに暖くなり、まもなく木々の新芽が芽吹く季節となりますが、沿道の樹木の枝が歩道・車道へ張り出している箇所が町内各地で見受けられます。

私有地から張り出した樹木の枝や、倒木等により事故が起きたり車両を傷つけるなどした場合は、樹木所有者の責任を問われることがあります。

道路上空への枝のはみ出しや、立ち枯れ木・折れ枝の道路への倒木、竹林等の繁茂による道路への張り出しなどが見られる土地の所有者の皆さんは、個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採等の処置をお願いします。

問合せ <国・県道>茨城県常陸大宮土木事務所太子工務所 道路管理課 TEL 72-1715  
<町道>太子町役場建設課 TEL 72-2611



## 「太子町の道標(石造物)の調査」参加者募集のお知らせ

「太子郷土史の会」では、道標の拓本をとり、本づくりを進めています。

なお、昔の道、宿場や神社寺院などについても調べています。9月には、発表会を予定しています。下記の日程と一緒に調査をする参加者を募集します。参加希望の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

■調査日	2月16日(水)、2月27日(日)、3月16日(水)、3月27日(日)、 4月20日(水)、4月24日(日)
■集合時間	10:00
■集合場所	中央公民館前

問合せ 太子町郷土史研究会事務局 TEL 72-0101(金子輝 かねこあきら)



## 奥久慈しゃもを飼育してみませんか

奥久慈しゃもは、食材にこだわる料亭やレストランで人気が高く、多くのファンを集めている注目の食材です。

奥久慈しゃも生産組合では、奥久慈しゃもを飼育していただける太子町在住の方を募集しています。

奥久慈しゃもを飼育するには鶏舎等の整備が必要になりますが、生産から出荷まで生産技術等を奥久慈しゃも生産組合がサポートしますので、興味のある方はお問い合わせください。

問合せ 農事組合法人奥久慈しゃも生産組合 TEL 72-4250

**税****確定申告のお知らせ**

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

## 《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

## 《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL 0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜（祝日等および12月29日～1月3日を除きます。）

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

■場所 太田税務署 別館2階 会議室

■期間 令和4年2月16日（水）～3月15日（火） ※土、日および祝日を除く。

ただし、2月20日（日）と2月27日（日）に限り、水戸税務署および日立税務署と合同で、中央ビル4階（水戸市泉町2-3-2）において確定申告書用紙の配布、申告相談および確定申告書の收受を行います。

なお、この2日間は太田税務署での業務は行っていません。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日（火）以前でも受け付けています。

■時間 相談受付 8:30～16:00

相談開始 9:00～

※確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁 LINE  
公式アカウント

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場する際は、マスクを着用し、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※16:00前であっても、相談受け付けを終了する場合があります。

問合せ 太田税務署（代表） TEL 0294-72-2171

※自動音声案内のあとに「2」を選択してください。

— 次回の発行は、2月7日(月)です。 —